

三郷町立学校における  
**新型コロナウイルス感染症対策  
ガイドライン**

令和2年8月1日

三郷町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、学校及び家庭において留意いただくことなど、大まかな事項についてまとめました。

なお、この取り扱いについては、当面の間のものとし、日々変化する状況に応じ、今後も変更が生じる場合があることをご了承のうえ、適宜、ご対応いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

子どもたちが安心して学校に通える日が、一日も早く訪れますように。

令和2年8月1日  
三郷町教育委員会

～目 次～

I	新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項	
	1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応	・・・P1
	2. 基本的な感染症対策	・・・P2
	3. 保護者への注意喚起	・・・P2
	4. 「3つの密」を避ける環境づくり	・・・P2
	5. 消毒液等を使った清掃の実施	・・・P3
	6. 児童生徒の心のケア	・・・P3
	7. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	・・・P4
II	児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について	
	1. 児童生徒の出席停止措置基準	・・・P4
	2. 学校休業	・・・P7
	3. 出席停止・臨時休業発生時の対応	・・・P8
III	教育活動における留意事項	
	1. 修学旅行等の泊を伴う行事	・・・P9
	2. 校外活動・その他の行事	・・・P10
	3. 運動会・体育祭等について	・・・P10
IV	教職員に係る対応等	・・・P11
	児童生徒の出席停止・臨時休業フロー図	・・・P13

## I 新型コロナウイルス感染症予防に係る注意事項

### 1. 発熱等の風邪症状がある児童生徒の対応

#### (1) 家庭での健康観察

毎朝、家庭において体温を測り、発熱等の風邪症状※がある場合は、登校を控えてもらうよう保護者に周知する。

健康観察カードは、家庭で記載の上、毎日学級担任に提出し、学校と家庭で児童生徒の健康状態について情報共有すること。なお、健康観察カードは、直近の1ヶ月分を家庭で保管しておいてもらうこと。

#### ※発熱等の風邪症状

本ガイドラインにおいて、*微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度以上)のほか、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・においや味がしない・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・嘔吐等、平常と異なる体調が見られること。*

#### (2) 学校での朝の健康観察(学級担任等)

- ①登校指導として、教室に入る前に家庭で登校前に検温した結果を確認し、登校前の検温をしていない児童生徒に対しては、体温を測定すること。この際、密集・密接とならないよう、広いスペースで実施するなど、各校の状況に応じて工夫をすること。
- ②欠席者及び遅刻者を把握し、保護者からの欠席連絡等によりその理由を確認すること。
- ③児童生徒から提出のあった健康観察カードを確認するとともに出席者の健康観察をすること。
- ④授業中はもちろん昼休みや放課後等も随時、目視や声掛けによる健康観察を行うこと。また、体調が悪い児童生徒については随時、養護教諭に引き継ぐこと。
- ⑤発熱等の風邪症状を確認した場合は、保護者に連絡して迎えを依頼するなどし、当該児童生徒を安全に帰宅させ、自宅で休養することや、症状が続く場合は医療機関に電話で相談することを指導する。特に、保護者に引き渡すまで学校にとどまるケースにおいては、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をすること。その際も、換気などに配慮し、感染防止に努めながら監護し、当該児童生徒の使用した施設等の消毒を行うこと。

## 2. 基本的な感染症対策

- ①流水と石けんでの手洗い及びうがいを登校後直後、毎休み時間、給食前後、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等に必ず行うこと。その際、手を拭くタオルやハンカチ等は、個人持ちの清潔なものを使用し、共用はしないこと。また、手指消毒用アルコールの活用やマスクの着用※及び咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を徹底すること。
- ②学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備に努めること。

### ※マスク着用の基本的な考え方

原則、毎日自宅を出る時点から帰宅するまで、マスクを着用するよう指導すること。  
ただし、屋外などにおいて熱中症等のリスクが考えられる場合は、一定程度の距離を取ったうえでマスクを外すことを適宜、指導すること。

## 3. 保護者への注意喚起

児童生徒については、学校現場での感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。併せて、発熱等の風邪症状がある場合等は、学校へ連絡をし、登校を控えてもらうこと。

- ①毎朝の検温・健康管理を行うこと。
- ②免疫力を高めるため、家庭での十分な睡眠や適度な運動、バランスのとれた食事及び換気の励行を行うこと。
- ③家族で手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ④家族全員がクラスター発生のリスクを下げるため、後述の「3つの密」を避ける環境を作ること。

## 4. 「3つの密」を避ける環境づくり

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1.換気の悪い「密閉空間」、2.多数の人が集まる「密集空間」、3.間近で会話や発声をする「密接場面」を避けること。

- ①教室等の窓は可能な限り、常時開けておくものとする。ただし、雨天時等の状況により常時の開放が困難な場合は、1時間に2回以上、数分間ずつ、原則2方向の窓を同時に開けて換気する。また、その際は室温に注意し、

必要に応じて児童生徒の服装についても配慮すること。特に、冷暖房機の使用時は、換気と室温管理の両立に配慮すること。

- ②教職員も児童生徒同様に原則マスクを着用することとし、児童生徒までの距離を可能な限りとること。
- ③教室等において、できる限り児童生徒間の座席距離を離すよう配慮すること。
- ④給食時は、飛沫感染防止に努め、極力会話をしないよう指導すること。
- ⑤グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等、児童生徒が近距離での会話や発声を避け、大声での会話はしないこと。特にこの場合の正しいマスクの着用を徹底すること。
- ⑥登下校時においても、児童生徒間の距離をできる限りとるよう徹底すること。

## 5. 消毒液等を使った清掃の実施

- ①校内の消毒すべき場所をリストアップし、チェックリストなどを作成して消毒の実施状況について適切に管理すること。
- ②教室・トイレ・体育館・職員室・保健室など、児童生徒や教職員が利用する場所のうち、特に多くの人が手を触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチなど)は、十分な換気のもと1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液等(消毒用アルコール、希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液、マイペットなどの界面活性材を含む合成洗剤等)を含ませて清掃を行うこと。なお、濡れている個所は水分を十分に拭き取った後に消毒を行うこと。
  - ▼スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の恐れがあるので、必ず布に吹き付けて使用すること。
  - ▼希釈した次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびる恐れがあるので消毒後は水拭きすること。

## 6. 児童生徒の心のケア

心のケアについて特段の配慮が必要とされる児童生徒(感染者や濃厚接触者となる経験をした等)はもちろん、今後、自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいる。このことから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、学級担任をはじめスクールカウンセラー等による支援を行い、心の健康問題に適切に取り組むこと。

## 7. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明のケースも多くあり、誰もが感染の可能性を持っていることから、偏見や差別につながるような言動は断じて許されるものではない。また、児童生徒や保護者等から初期症状についての相談や連絡があった場合は、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに感染者や濃厚接触者が発生した場合においても、その対応には十分配慮すること。

## II 児童生徒の出席停止、教職員の休暇及び臨時休業について

### 1. 児童生徒の出席停止措置基準 ※P13 フロー図参照

児童生徒またはその同居家族が感染または濃厚接触者※と認定された場合は、当該児童生徒を「出席停止」とする。その場合、保護者から学校に必ず連絡をもらい、夏休み等の長期休業中においても同様に連絡をもらうこと。

また、児童生徒またはその同居家族に発熱等の風邪症状がある場合についても、登校を控え、「出席停止」措置を可とする。

※本ガイドラインにおける「濃厚接触者」とは…

国立感染症研究所の新基準を満たす「濃厚接触者」に加え、保健所等の指示により濃厚接触者に準ずる疑いがあり、健康観察が必要な者をいう。なお、同居の家族の感染が判明した時は、認定前であっても「濃厚接触者」とみなす。

#### (1) 児童生徒本人の感染が判明または「濃厚接触者」と認定された場合 → 「出席停止」

<事由>

「新型コロナウイルス感染症」または「新型コロナウイルス感染症の疑い」

<出席停止期間>

##### ①本人が感染の場合

開始日：感染が判明した日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等により、登校を許可したとき

## ②本人が濃厚接触者の場合

開始日：濃厚接触者と認定された日もしくは同居家族の感染が判明した日

※判明前から欠席している場合は、最終登校日の翌日

終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間

※期間中に感染が判明した場合は、「①本人が感染の場合の期間」

※検査で本人が「陰性」と判明すれば、保健所等の指示する期間

## (2) 児童生徒の同居家族の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

→ 「出席停止」

### <事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

### <出席停止期間>

開始日：同居家族が「濃厚接触者」と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所等に指示された期間

※同居家族の感染が判明もしくは児童生徒本人が濃厚接触者と認定されれば(1)－②へ

※期間中に児童生徒の感染が判明した場合は、(1)－①へ

※検査で児童生徒本人が「陰性」と判明すれば、保健所等の指示する期間

## (3) 児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られる場合において、その症状が重症である場合や新型コロナウイルス感染症にかかっている恐れがある場合

→ 「出席停止」

### <事由>

「新型コロナウイルス感染症の疑い」

### <出席停止期間>

①本人に発熱等の風邪症状※P1がある場合

開始日：症状の出た日

終了日：快癒すれば、その翌日から3日後

※症状が続けば医療機関等へ要相談

②上記①からの症状が続き、医療機関へ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となり、快癒すればその翌日から3日後

③新型コロナウイルスの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、保健所等の指示する期間

※児童生徒の感染が判明した場合は、(1)－①へ

#### (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒の対応

医療的ケアを必要とする児童生徒(以下、「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)の登校については、以下のように取り扱う。

##### ①登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒については重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき、保護者とも協議の上、判断すること。また、基礎疾患児についても同様に登校の判断をすること。

##### ②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。また、校外活動に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

#### (5) 保護者から児童生徒を休ませたいと相談された場合の対応

保護者から児童生徒を欠席させたい事情をよく聴取した上で、学校における感染対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

なお、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、また、基礎疾患のある人や高齢者がいる場合など、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多く、配慮を要する場合があること等に鑑み、その事情に合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として取り扱うことも可とする。



## (6) 海外から帰国した児童生徒への対応

過去14日以内に海外(すべての国)から帰国した児童生徒については、検疫所長の指定する場所(自宅等)で14日間待機していることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させてかまわない。

加えて、帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域※」に滞在歴のある児童生徒については、検疫におけるPCR検査の結果が陰性かつ、自宅等で14日間待機していることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させてかまわない。

※「入管法に基づく入国制限対象地域」等は随時変更があり得るので、最新の情報に注意すること。

## 2. 学校休業

教育委員会は、学校からの出席停止の報告及び教職員の感染等の報告をもとに、「臨時休業」を決定する。

### (1) 児童生徒及び教職員の感染もしくは濃厚接触が判明した場合の臨時休業措置

#### ①感染が判明した場合の「学校」の臨時休業

児童生徒及び教職員の感染が判明した場合は、保健所の指示のもと学校医と相談の上、消毒及び感染経路確認のため、一旦、学校の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
①始業時刻までに判明	判明日当日及びその翌日以降※を学校休業日とする。
②始業時刻から終業時刻までの間に判明	翌日以降※を学校休業日とする。また、判明時点で児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校させる。
③終業時刻以降もしくは学校休業日	翌日以降※を学校休業日とする。

※上記にかかわらず、学校の消毒や濃厚接触者の精査に時間を要する場合等、翌日以降においても必要な日数(目安14日間)を休業する。

## ②濃厚接触等が判明した場合の「学校」の臨時休業

児童生徒及び教職員の濃厚接触が判明した場合は、保健所の指示のもと学校医と相談の上、その状況に応じて学校の臨時休業を行う。

出席停止事由	本人	休業基準
①本人が濃厚接触者の場合	出席停止	校内で3人以上出た場合は休業検討
②家族が濃厚接触者の場合	出席停止	校内で5人以上出た場合は休業検討

※出席停止となった者の最終登校日の翌日以降において必要な日数(目安14日間)を休業することについて学校医に相談の上、決定する。ただし、検査の結果、濃厚接触者全員が陰性となった場合等、安全が確認された場合は、関係機関や学校医に相談の上、その翌々日以降に学校を再開する。

## 3. 出席停止・臨時休業発生時の対応

### (1) 児童生徒及び教職員の感染もしくは濃厚接触が判明した場合

#### ①学校・学校医・教育委員会との連携

日々の児童生徒の健康管理等については、学校・学校医・教育委員会との連携が重要なため、出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。また、次に示す事項については、必ず教育委員会に報告すること。

- ・児童生徒本人の感染が判明した場合、もしくは感染の疑いによりPCR検査を受検した場合
- ・児童生徒本人が濃厚接触者と認定された場合
- ・児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合
- ・児童生徒本人に、発熱等の風邪症状が見られる場合で、強いだるさや息苦しさ、また、高熱等の症状が確認されて、感染の疑いがあり、医療機関等に相談した場合

#### ②保護者への通知

学校は保護者に対してメール等により可及的速やかに当該校において感染者が出た旨、学校休業の件、留意事項及び問い合わせ先等を周知すること。

### ③学校内の消毒対応

- ・学校は、児童生徒及び教職員の接触箇所を消毒液等を用いて清拭消毒するにあたり、はじめに重点清拭区域を設定し、同区域内への関係者以外の立ち入りを禁止する等、作業時の安全確保に留意すること。
- ・消毒作業時は十分な換気のもとで風向き等も考慮して拭き取る。特に発病者の席を中心とした半径2mの範囲は注意して念入りに消毒する。
- ・消毒作業に際しては、マスク・手袋のほか、保護着(ビニール袋で代用も可)の着用が望ましい。作業終了後は、靴底部を消毒洗浄し、保護着等は菌の付着の可能性があるため、外側を触らないように内側に丸めながら脱ぎ、新型コロナウイルス専用として二重にしたビニール袋に密封し廃棄する。なお、専門的な消毒内容については保健所等に相談すること。

## Ⅲ 教育活動における留意事項

### 1. 修学旅行等の泊を伴う行事

各学校は、下記①～③の要件をすべて満たすことを確認した上で、修学旅行等の実施要領を教育委員会事務局に提出すること。なお、実施要領の提出後に下記の要件を1件でも欠く事態になった場合は、実施内容の変更もしくは中止を検討する。

- ①奈良県及び旅行先(すべての滞在先)の感染レベルがともにレベル1 ※1 であること。
- ②政府もしくは奈良県及び旅行先(すべての滞在先)から都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請 ※2、または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- ③十分な感染防止対策 ※3 が講じられていることが認められること。

※1 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和2年6月16日 文部科学省発出)

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による。

※3 <感染防止対策>

- ①「密閉」「密集」「密接」を避ける。
- ②ゆとりを持った行程の作成。
- ③出発前からの体調管理指導及び出発当日の検温と健康調査の実施。

- ④体調不良の児童生徒に対する適切な対応。
- ⑤食事・入浴・就寝の時間以外は、熱中症等の対策も講じつつ適切なマスクの着用に努め、手洗いの励行。
- ⑥公共交通機関利用時は換気とマスク着用に留意し、乗車時には最小限の会話にするなどの工夫をすること。また、貸し切りバスの場合は休憩頻度と車内の十分な換気に留意すること。
- ⑦食事はビュッフェスタイルではなく一人ずつのセットメニューを基本とすること。また、食事前後の手洗いの徹底と食器類の共有を避けること。
- ⑧浴場の換気と同時に、入室する人数制限等に留意すること。
- ⑨宿泊施設の選定にあたり、十分な換気と児童生徒間の十分な距離の確保が可能かどうかを確認すること。
- ⑩現地で体調不良者が出た際の対応について十分検討し、保護者にも説明を行うこと。

## 2. 校外活動・その他の学校行事

校外活動については、原則として前述の「1. 修学旅行・泊を伴う行事」に準ずる対応が望ましい。また、各学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を通して実施する学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催時期・場所・時間・開催方法等について十分配慮すること。

## 3. 運動会・体育祭等について

- ①実施に当たっては、取り組みを通して「密閉」「密集」「密接」とならないよう、実施内容や方法(半日開催など)の工夫など、計画段階から基本的な感染拡大防止の対策を講じること。
- ②開閉会式の整列や児童生徒の応援、保護者等の参観についても工夫をし、保護者等に対しても感染症対策を徹底し、併せて協力を要請すること。
- ③児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせることも検討すること。なお、その内容及び実施の是非等については、事前に協議の上、決定すること。

## IV 教職員に係る対応等

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 教職員の日々の健康観察

教職員は、毎朝自宅で体温を測定し、「健康観察表」への記録を行い、学校長に報告すること。また、学校長は、教職員に発熱等の風邪症状のある場合には、「特別休暇」の取得により出勤を控えることを指導し、教職員の日々の健康状態の把握に努めること。

#### (2) 職場内での感染防止行動の徹底

##### ①換気の徹底等

- ・「密閉」空間にしないよう、1時間に2回以上、二方向の窓やドアを数分間全開し、可能であれば扇風機や換気扇を併用する。

##### ②接触感染の防止

- ・「密集」しないよう可能な限り人と人との距離をとり、共有する場所・物品・機器等について、こまめに消毒する。
- ・石けんによるこまめな手洗いと手指消毒用アルコールの設置、活用。

##### ③飛沫感染の防止

- ・「密接」した会話や発声を避ける。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用すること。
- ・電話、電子メール等の活用等により、教職員が集まる集合形式での会議をできる限り回避すること。
- ・食事をとる際の感染防止に留意すること。

##### ④健康確保の徹底

- ・疲労の蓄積につながる長時間の時間外勤務を行わないよう、適切な勤務時間管理に留意すること。
- ・ひとり一人が十分な健康管理を心がけること。

### (3) 風邪症状のある教職員への対応について

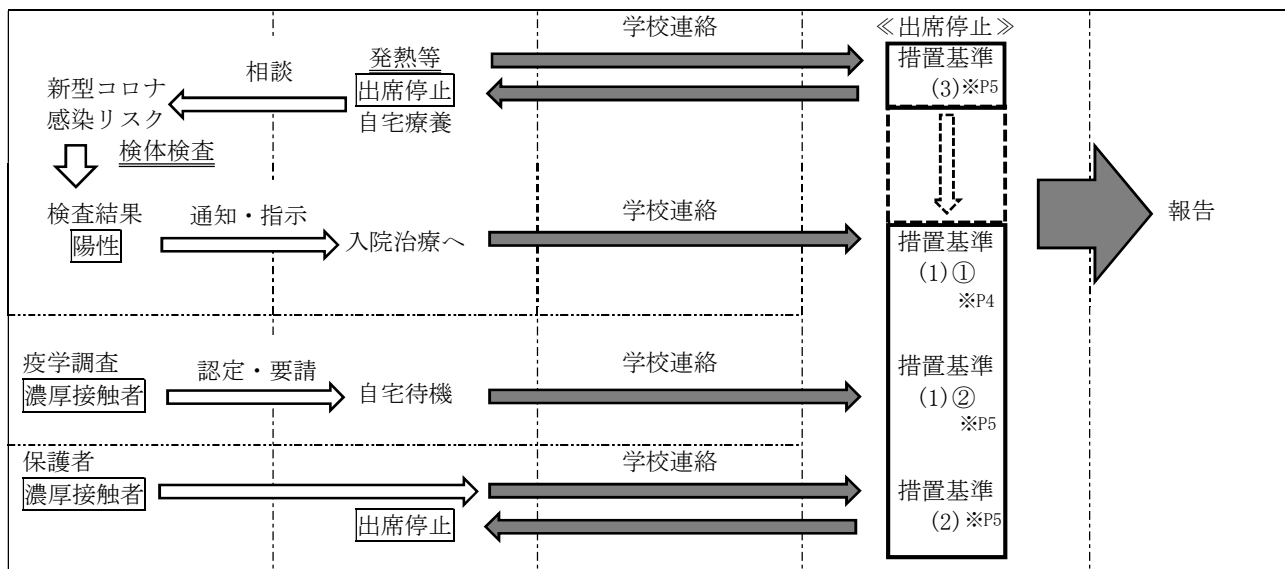
発熱・咳などの風邪症状が見られる教職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。特に、高年齢教職員、基礎疾患がある教職員、免疫抑制状態にある教職員及び妊娠している教職員については配慮すること。

- ①発熱等の風邪症状が見られる教職員の勤怠は特別休暇とし、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ②特別休暇の取得期間については、原則、「児童生徒の出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に読み替えるものとする。

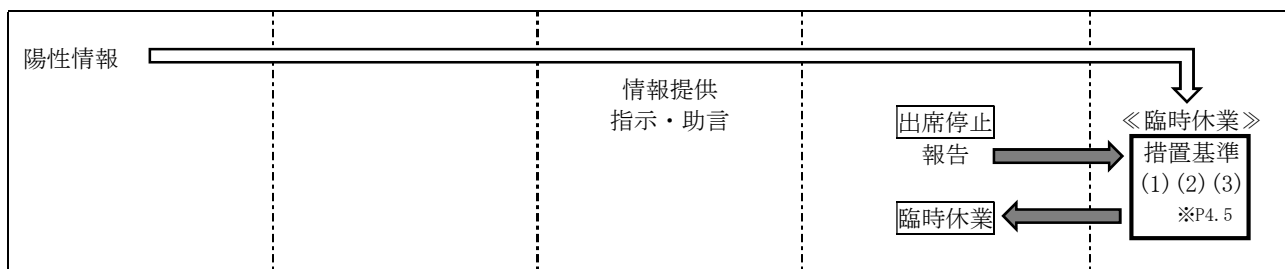
# 児童生徒の出席停止・臨時休業フロー図

保健所	児童生徒保護者 (り患者・濃厚接触者)	児童生徒保護者 (一般)	学校	教育委員会
-----	------------------------	-----------------	----	-------

## 1 出席停止



## 2 臨時休業



## 3 発生時の各種対応

